

京都市告示第187号

介護保険法第84条第1項第3号及び第6号の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定の一部の効力を停止します。

平成27年6月4日

京都市長 門川大作

事業者の 名称	事業所の名称 及び介護保険 事業所番号	事業所の所在地	サービス種別	停止する効力 及び停止期間
合同会社 楽生サポ ート	居宅介護支援 事業所『ういつ と』 2670901020	京都市伏見区深 草泓ノ壺町17 -100	居宅介護支援	新規利用者の 受入れ3箇月 間停止 平成27年6 月5日から平 成27年9月 4日まで

(保健福祉局保健福祉部監査適正給付推進課)